

新基準値に対応した水産物の放射性物質簡易検査体制

平成24年5月14日現在

1 検査機器数:

6台  
 県貸与機器 EMFジャパン製 EMF211型  
 消費者庁機器 米国CAPINTEC社製 CAPTUS-3000A  
 市導入分 米国CAPINTEC社製 CAPTUS-3000W

1台  
 1台  
 4台

(水産庁補助事業により導入)

2 設置場所

石巻売場  
 牡鹿売場(牡鹿総合支所内に設置)

5台  
 1台

3 検査体制

売場	検査時間	検査日	1日当り検査能力	検査人員	検査対象
石巻売場	4:00~16:00	市場開場日	35検体	4名	市場に水揚げされた水産物及び買付け買受人協同組合員が持込んだもの。
牡鹿売場	9:00~16:00	月~金曜日	7検体	1名	水産物等。

※1.石巻売場については、震災等緊急雇用対策事業を活用し、超低温冷蔵施設運営事業の1業務として事業展開している。

※2.牡鹿売場(牡鹿総合支所)については、市の臨時職員を採用して検査を実施している。

4 新基準値

放射性セシウム

50 ベクレル超  
 100 ベクレル超

精密検査の実施(産業技術総合センターまたは、海洋生物環境研究所へ依頼)  
 出荷制限措置(県または国)

5 検査結果

4月実績

検査場所	検査検体数
市場	171 検体
加工場	94 検体
合計	265 検体

※265検体中、精密検査の基準となるセシウム50ベクレルを超過する検体はありませんでした。ただし、出荷自粛中の魚種のサンプル検査を除く。

※精密検査の結果、50~99ベクレルについては、県水産物放射能対策連絡会議により、過去の精密検査結果や隣県や隣市の状況等を考慮し、出荷を自粛するかどうかを検討する。

6 今後の導入予定

導入予定:6月末日

設置場所	検査時間	検査日	1日当り検査能力	検査人員	検査対象
雄勝総合支所	9:00~16:00	月~金曜日	7検体	1名	水産物等。
北上総合支所	9:00~16:00	月~金曜日	7検体	1名	水産物等。

※管財課へ契約依頼し、5月23日入札予定。

7 検査結果の公表

石巻市におけるNa I シンチレーション検出器の運用方針により(県貸与機器の運用方針と同様の扱い)、市のホームページ上で公表する予定。(5月18日公開予定)

石巻市における各種放射性物質検査の概要

	水産庁(水産物の放射性物質調査事業)	宮城県	石巻市
実施主体	海洋生物環境研究所(水産庁より委託)	県	市
実施頻度	毎週1回実施	毎週1回実施(福島県北部以北対象)	週6回実施。
運用方針	水産物の放射性物質検査に関する基本方針	水産物の放射性物質検査に関する基本方針	石巻市におけるNaIシンレーション検出器の運用方針
検査主体	(財)日本食品分析センター	県産業技術総合センター	石巻魚市場株
検査実施時期	平成23年3月24日～	平成23年4月27日～	平成23年10月27日～
検体提供者	各魚市場	県漁協	石巻魚市場株、市内加工場(買受人組合員)
検体数(1週当たり)	県内100検体(石巻、最大25検体)	7検体(木曜日のみ)。要望があれば追加可能	120検体(1日当たり20検体。市場10検体、加工場10検体)
検査結果公表	検査から4日後(水産庁のホームページにて公表)	検査から2日後(毎週水曜日、県のホームページにて公表)	ホームページの公表については近日公開予定(6/18予定)
採取地	大臣管理型漁業で指定された海域	金華山以北、金華山以南、沖合	石巻魚市場に水揚げされた漁獲物(指定なし)
検査品目	大臣管理型漁業で漁獲されたもの カタクチイワシ、マイワシ、ヒラメ、マコガレイ、マダラ、タコ、カツオ等	沿岸魚介類、海藻類、内水面、回遊性魚種の4種 沿岸魚介類、表層(イサダ、コウナゴ)、中層(スズキ、カキ) 低層(なし)、貝類(アワビ、ウニ、ナマコ、ツブ) 海藻類(ワカメ、のり) 内水面(アユ、ジミ、イワナ、ヤマメ)	沿岸、沖合などの漁獲水域や表層、低層など (石巻魚市場選抜による) マダラ、サバ、カツオ、スルメイカ、目玉ガレイ、ヒラメ、スケツウ
基準値		セシウム(Cs134・137)100ベクレル/Kg	
精密検査		国の基準値の1/2を越えたセシウム50ベクレル	
検出の下限値		セシウム137は10ベクレル、134は15ベクレル	
計画外の検査			市内加工業者を対象とした簡易検査を実施中。

平成24年5月14日現在

宮城県沿岸における水産物の自粛状況について

魚種名 【スズキ】  
 海 域 金華山以南の海域（③・④・⑥の海域）  
 要請先 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣 野田佳彦）自粛要請  
 期 間 平成24年4月12日～（内閣）

魚種名 【ヒガンフグ】  
 海 域 金華山以南の海域（③・④・⑥の海域）  
 要請先 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣 野田佳彦）自粛要請  
 期 間 ④ 平成24年4月1日～  
 ③・④・⑥ 平成24年5月8日～（内閣）

※ 4月25日に松島湾で採取されたヒガンフグにおいて、95ベクレルと新基準値に近い値が検出された。（精密検査結果、5月2日判明）

魚種名 【ヒラメ】  
 海 域 宮城県南部の海域（④の海域）  
 要請先 宮城県知事  
 期 間 ④ 平成24年4月23日～

※ 4月19日に亘理町吉田沖で採取されたヒラメにおいて、400ベクレルと新基準値を超える値が検出された。（精密検査結果、4月23日判明）

魚種名 【マダラ】  
 海 域 宮城県沖の全海域  
 要請先 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣 野田佳彦）自粛要請  
 期 間 ⑤ 平成24年3月19日～平成24年4月18日  
 ①・② 平成24年4月 7日～平成24年4月21日  
 ③・④ 平成24年4月19日～平成24年5月 2日  
 全 域 平成24年5月 2日～（内閣）

※ 4月21日に名取関上沖で採取されたマダラにおいて、130ベクレルと新基準値を超える値が検出された。（精密検査結果、4月26日判明）

※ 石巻売場及び牡鹿売場について、簡易測定器による検査を実施しておりますが、50ベクレル/kgを超えた時は、同一検体で2回の追加検査を行い、3回の平均値が50ベクレル/kgを超えた場合において、県産業技術総合センターへ精密検査を依頼することとしております。

宮城県の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ① 沿岸北部海域(貝類含む)   | 15検体/週 |
| ② 沿岸中部海域(貝類含む)   | 15検体/週 |
| ③ 仙台湾北中部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ④ 仙台湾南部海域(貝類含む)  | 15検体/週 |
| ⑤ 金華山以北沖合海域      | 15検体/週 |
| ⑥ 金華山以南沖合海域      | 15検体/週 |
| ⑦ 太平洋沖合海域        | 5検体/週  |
| 計7海域             | 95検体/週 |

